

○ 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）

改正案	現行
<p>第二章 国際統一基準行等における開示事項 （連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 連結の範囲に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下この号において「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第五条に規定する連結の範囲（特例企業会計基準等適用法人等（規則第十四条の七第三項に規定する特例企業会計基準等適用法人等をいう。）にあつては、その採用する企業会計の基準における連結の範囲。以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因</p> <p>ロ～ホ（略）</p> <p>二～十一（略）</p> <p>4～6（略）</p>	<p>第二章 国際統一基準行等における開示事項 （連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 連結の範囲に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 自己資本比率告示第三条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下この号において「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則第五条に規定する連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因</p> <p>ロ～ホ（略）</p> <p>二～十一（略）</p> <p>4～6（略）</p>

(銀行における四半期の開示事項)

第六条 (略)

2 (略)

3 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項(連結自己資本比率を算出する国際統一基準に係るものに限る。)は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

一〇十一 (略)

十二 採用する企業会計の基準を変更した場合にあつては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による連結自己資本比率の対比及び要因分析(当該連結自己資本比率に著しい差異がある場合に限る。)

十三・十四 (略)

十五 採用する企業会計の基準を変更した場合にあつては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による連結レバレッジ比率の対比及び要因分析(当該連結レバレッジ比率に著しい差異がある場合に限る。)

4・5 (略)

(銀行持株会社における四半期の開示事項)

第九条 規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項(国際統一基

(銀行における四半期の開示事項)

第六条 (略)

2 (略)

3 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項(連結自己資本比率を算出する国際統一基準に係るものに限る。)は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

一〇十一 (略)

(新設)

十二・十三 (略)

(新設)

4・5 (略)

(銀行持株会社における四半期の開示事項)

第九条 規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項(国際統一基

準持株会社に係るものに限る。)は、次に掲げる事項とする。

一〇十一 (略)

十二 採用する企業会計の基準を変更した場合にあつては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による連結自己資本比率の対比及び要因分析(当該連結自己資本比率に著しい差異がある場合に限る。)

十三・十四 (略)

十五 採用する企業会計の基準を変更した場合にあつては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による連結レバレッジ比率の対比及び要因分析(当該連結レバレッジ比率に著しい差異がある場合に限る。)

2・3 (略)

第三章 国内基準行等における開示事項

(銀行における四半期の開示事項)

第十四条 (略)

2 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項(連結自己資本比率を算出する国内基準行に係るものに限る。)は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

一〇四 (略)

五 採用する企業会計の基準を変更した場合にあつては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準によ

準持株会社に係るものに限る。)は、次に掲げる事項とする。

一〇十一 (略)

(新設)

十二・十三 (略)

(新設)

2・3 (略)

第三章 国内基準行等における開示事項

(銀行における四半期の開示事項)

第十四条 (略)

2 規則第十九条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項(連結自己資本比率を算出する国内基準行に係るものに限る。)は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

一〇四 (略)

(新設)

<p>2 (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>（銀行持株会社における四半期の開示事項） 第十七条 規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国内基準持株会社に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。 一～四 (略)</p> <p>五 採用する企業会計の基準を変更した場合にあつては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による連結自己資本比率の対比及び要因分析（当該連結自己資本比率に著しい差異がある場合に限る。）</p>
<p>2 (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>（銀行持株会社における四半期の開示事項） 第十七条 規則第三十四条の二十七の二に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項（国内基準持株会社に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。 一～四 (略)</p> <p>(新設)</p>